



賞与支払届

— 社会保険 —

賞与を支給したとき、「支払届」の提出が必要です。
標準賞与額×保険料率で計算された保険料を事業主と被保険者が折半負担します。
支給されたとき当事務所へご連絡ください

健康診断を実施されていますか！

健康診断の実施は事業主の義務です

雇入れ時、1年以内ごとに1回、医師による健康診断を受けさせることが安衛法で定められています。

従業員（パート、アルバイトを含む）は健康診断を拒否することはできません。

なお、健康保険加入の被扶養者（40歳～74歳）には受診に一定の補助があります。
健康で快適な日々を送るため是非健康診断を受診してください。

マイナンバーの登録はお済みですか？

2024.12.2に健康保険法が廃止され、「マイナ保険証」となります。
登録のある場合に年金請求の際、住民票、所得税証明そして、11月1日から戸籍
謄本添付が不要になります。

☆年末年始のお休みのお知らせ☆

令和6年12月28日～令和7年1月5日
まで休ませていただきます。ご迷惑をおかけ
いたしますがよろしくお願いいたします。

給与台帳・給与明細のデジタル化！
ペーパーレスの給与台帳は管理が
簡単です。個人の給与明細はご自分
のスマホで確認できます。
便利で安心！！



今月からデジタル化推進
に向けて事務所ニュース
を一部メール送信いたし
ます。ご了承願います。



昨年からの年賀状を廃止してい
ます。来年も事務所ニュース
で年賀のご挨拶を致します。

社会保険労務士法人オフィスCOA・中小企業労働保険協会・外国人登録支援機関

TEL 0985-25-1200 FAX 0985-25-2378

E-mail : contact@office-coa.ne.jp



HP : <https://www.office-coa.net>